

令和4年（健）第515号

令和5年3月31日

主文

後記「事実」欄第3の3記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、健康保険法（以下「法」という。）による傷病手当金の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、脳神経内分泌腫瘍（以下「当該傷病」という。）の療養のため労務に服することができなかったとして、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間（以下「本件請求期間」という。）について、健康保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）の喪失日（令和〇年〇月〇日）後の傷病手当金の継続支給を請求した請求人に対し、〇〇健康保険組合（以下「保険者組合」という。）が、傷病手当金を支給しない旨の処分をしたことを不服として、請求人が、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、自律神経失調症（以下「既決傷病」という。）の療養のため労務に服することができなかったとして、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間（以下「既支給期間」という。）、保険者組合から傷病手当金の支給を受けていた。
- 2 その後、請求人は、既決傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間（以下「請求期間A」という。）及び同年〇月〇日から同月〇日までの期間（以下「請求期間B」という。）、既決

傷病、脳頭部癌及び当該傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、同年〇月〇日から同月〇日までの期間（以下「請求期間C」という。）及び令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間（本件請求期間）について、令和〇年〇月〇日（受付）及び同月〇日（受付）、保険者組合に対し、傷病手当金の継続支給を請求した。

なお、請求人は、令和〇年〇月〇日に保険者組合を保険者とする被保険者資格を喪失している。

- 3 保険者組合は、①請求期間A、B及びCについて、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、既決傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、傷病手当金を支給する処分をし、②本件請求期間について、同年〇月〇日付けで、請求人に対し、「令和〇年〇月分より傷病名を変更されており、変更前の傷病との関連を医師に確認したところ、関連性はなしとの回答を得ました。資格喪失後の継続給付については、ご退職の時点で受給されている傷病の継続給付となりますので、関連性のない新傷病につきましては「不支給」となります。」として、傷病手当金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。
- 4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨 (略)

理由

第1 問題点

- 1 傷病手当金の支給については、法第99条第1項は、被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する旨を規定している。

また、被保険者資格喪失後の傷病手当金の継続給付については、法第104条

は、被保険者資格を喪失した日の前日まで引き続き1年以上被保険者であった者であって、その資格を喪失した際に傷病手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる旨を規定している。

- 2 本件の場合、保険協会が前記「事実」欄第3の3記載の理由で行った原処分に対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間について、既決傷病と同一の傷病の療養のための労務不能であったと認められるかどうかである。

第2 審査資料 (略)

第3 事実の認定及び判断

- 1 「略」
- 2 上記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。
- (1) 上記1によれば、請求人は、既支給期間（令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日）及び請求期間A、B及びC（同年〇月〇日から同年〇月〇日）について、既決傷病（自律神経失調症）で傷病手当金の支給を受けており、令和〇年〇月〇日に被保険者資格を喪失しているところ、本件請求期間においては、請求傷病名が「腓神経内分泌腫瘍」とされている。
- (2) そこで、当該傷病が既決傷病と一連の疾病であるか否かを検討する。

ここで検討すべきは、既決傷病（自律神経失調症）と当該傷病（腓神経内分泌腫瘍）が一般的にみて同一又は一連の傷病といえるか否かではなく、既決傷病の診断の根拠とされた請求人の具体的な諸症状が、後方視的に見て当該傷病の症状とみることができるか否かである。これを本件についてみると、上記1によれば、①請求人は、令和〇年〇月に、胃痛、つらい、食べられない、気持ち悪い、夜も眠らないなどの症状（以下「本件症状」という。）でa

病院を受診したが、胃内視鏡検査の結果のみで器質的な異常が発見されなかったとして、自律神経失調症の診断を受け、投薬治療を受けていたところ、胃痛が激しくなり、同年〇月〇日の再診の際に、超音波検査で腓頭部腫瘍が確認され、同病院で腓頭部腫瘍の疑いと診断された、②そこで、請求人は同月〇日b病院を紹介初診し、同病院において腓神経内分泌腫瘍と診断され、同月〇日に手術を受けたのである。また、公開審理期日における請求人の陳述によれば、請求人は、上記手術後は、本件症状が消失し自律神経失調症の治療を受けていないことが認められる。これらの一連の臨床症状とその経過からすれば、請求人の当初の症状である本件症状は、自律神経失調症によるものではなく、腓神経内分泌腫瘍によるものであったというべきである。A医師の本件回答書は、この判断を左右するものとはいえない。

- 3 そうすると、当該傷病は既決傷病と一連の疾病であるから、本件請求期間についても傷病手当金が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。